



鳥取県公報

平成14年 8月27日(火)
第 7 4 1 2 号

毎週火・金曜日発行

目 次

告 示	特定非営利活動法人の設立の認証の申請 (452) (県民活動推進課) 1
	大規模小売店舗の新設の届出 (453) (経済交流課) 2
	種畜証明書の交付 (454) (畜産課) 3
	土地改良区の役員の就退任 (455) (耕地課) 3
	土地改良区連合の設立認可申請の適否の決定 (456) (") 4
	電線共同溝を整備すべき道路の指定 (2件) (457・458) (道路課) 5
教委告示	定例教育委員会の招集 (16) (総務福利課) 5
調達公告	公募型プロポーザル方式による業務委託の受託者の選定 (防災危機管理課) 6
	公募型指名競争入札の実施 (管理課) 8

告 示

鳥取県告示第452号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動促進法第10条第1項第1号、第2号イ、第5号、第10号及び第11号に掲げる書類は、平成14年10月9日までの間、鳥取県生活環境部県民活動推進課において公衆の縦覧に供する。

平成14年 8月27日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 申請のあった年月日
平成14年 8月 9日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 B . F . O じげ
- 3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名
原田 廣太郎
- 4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地
気高郡青谷町大字青谷3853 - 8
- 5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的
この法人は、青谷町民が、老若男女を問わず、健康で文化的な生活をおくることのできる町づくりに関する事業を行い、もって人々が心身共に豊かに暮らせる社会実現に寄与することを目的とする。

鳥取県告示第453号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設をする者から届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を告示し、及び縦覧に供する。

平成14年 8月27日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

紳士服はるやま・A X A 米子店
米子市米原五丁目 6 - 35

2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び所在地並びに代表者の氏名

はるやま商事株式会社 代表取締役社長 治山正次
岡山県岡山市表町一丁目 2 - 3

3 大規模小売店舗の新設をする日

平成15年 3月23日

4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,255㎡

5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

ア 位置 8の書類に記載のとおり
イ 収容台数 42台

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

ア 位置 8の書類に記載のとおり
イ 収容台数 10台

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

ア 位置 8の書類に記載のとおり
イ 面積 9㎡

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

ア 位置 8の書類に記載のとおり
イ 容量 16.8㎡

6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻 午前10時
閉店時刻 午後 9 時

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前 9 時30分から午後 9 時30分まで

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

ア 出入口の数 4 か所
イ 位置 8の書類に記載のとおり

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前10時から午後 9 時まで

7 届出年月日

平成14年 7月22日

8 縦覧に供する書類
大規模小売店舗届出書及びその添付書類

9 縦覧に供する期間
平成14年 8月27日から 4月間

10 縦覧に供する場所
鳥取市東町一丁目220
鳥取県商工労働部経済交流課
米子市鞆町一丁目160
鳥取県西部県民局
米子市加茂町一丁目 1
米子市経済部商工課

11 意見書の提出
米子市の区域内に居住する者、米子市において事業活動を行う者、米子市の区域をその地区とする商工会議所その他の米子市に存する団体その他のこの告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、9の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

鳥取県告示第454号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第4条第1項第2号の種畜証明書を次のとおり交付したので、同法第8条第2項の規定により告示する。

平成14年 8月27日

鳥取県知事 片 山 善 博

種畜証明書番号	名前	品種	生年月日	産地	血統		級別	飼養者の所在地及び名称
					父	母		
平14 鳥取県臨 第1号	安重波	黒毛和種	平成13年 6月10日	鳥取市	茂波	ちづる	2級	東伯郡赤碕町大字松谷606 鳥取県畜産試験場
平14 鳥取県臨 第2号	安福21	〃	平成13年 7月24日	鳥取市	安福	たにみ	〃	〃
平14 鳥取県臨 第3号	勝糸桜	〃	平成13年 5月17日	北海道 沙流郡 日高町	第7糸桜	いしひろ	〃	八頭郡若桜町大字浅井1 津村嘉一

鳥取県告示第455号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり天神野土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成14年 8月27日

鳥取県知事 片 山 善 博

退任した役員の氏名及び住所

理 事	杉 原 義 人	倉吉市鴨河内2110
"	石 賀 貞 夫	倉吉市福山215 - 1
"	亀 井 一 晁	倉吉市三江397 - 1
"	幸 本 公 雄	倉吉市上古川683 - 24
"	福 田 敏 光	倉吉市小鴨1324 - 18
"	北 村 兼 蔵	倉吉市志津901 - 85
"	衣 笠 朝 雄	倉吉市鴨河内2616
"	山 崎 正 美	東伯郡関金町大字安歩843 - 8
"	大 谷 忠 正	東伯郡関金町大字堀3262 - 5
"	藤 井 収	東伯郡関金町大字松河原106 - 799
"	藤 井 喜 男	東伯郡関金町大字大鳥居1067 - 35
"	上 田 芳 信	倉吉市小鴨1350 - 59
"	加 藤 順 一	東伯郡関金町大字泰久寺768
監 事	大 田 佳 孝	東伯郡関金町大字大鳥居1183 - 4
"	馬 西 明 徳	倉吉市鴨河内1105 - 2
"	山 本 衛	倉吉市三江210

平成14年 7月31日退任

就任した役員の氏名及び住所

理 事	杉 原 義 人	倉吉市鴨河内2110
"	石 賀 貞 夫	倉吉市福山215 - 1
"	衣 笠 朝 雄	倉吉市鴨河内2616
"	上 田 芳 信	倉吉市小鴨1350 - 59
"	亀 井 一 晁	倉吉市三江397 - 1
"	田 中 秀 人	倉吉市上古川639 - 2
"	森 本 岩 松	倉吉市小鴨1248
"	藤 井 貞 美	倉吉市志津720 - 1
"	藤 井 収	東伯郡関金町大字松河原106 - 799
"	大 谷 忠 正	東伯郡関金町大字堀3262 - 5
"	鳥 飼 栄	東伯郡関金町大字大鳥居 5
"	山 崎 重 三	東伯郡関金町大字安歩843 - 9
"	日 野 博 明	東伯郡関金町大字泰久寺609
監 事	馬 西 明 徳	倉吉市鴨河内1105 - 2
"	山 脇 優	倉吉市三江168
"	日 野 貴 友	東伯郡関金町大字泰久寺692

平成14年 8月 1日就任 任期 3年

鳥取県告示第456号

米子市伯仙土地改良区理事長仲田祐康、中山町畑地土地改良区理事長下池忠正、名和町土地改良区理事長山口隆之、大山町畑地土地改良区理事長黒田隆弘、淀江白浜土地改良区理事長斉藤優、淀江町土地改良区理事長山根友義、岸本町畑地土地改良区理事長河合勝及び溝口町土地改良区理事長住田圭成からの大山山麓地区土地改良区連合の設立認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する同法第8条第6項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成14年 8月27日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書及び定款の写し
- 2 縦覧に供する期間
平成14年 8月28日から20日間
- 3 縦覧に供する場所
米子市役所、中山町役場、名和町役場、大山町役場、淀江町役場、岸本町役場及び溝口町役場
- 4 異議の申出
利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第457号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定に基づき、次のとおり電線共同溝を整備すべき道路を指定したので、同条第4項の規定により告示する。

平成14年 8月27日

鳥取県知事 片 山 善 博

道路の種類	路 線 名	区 間
県 道	倉吉青谷線	倉吉市山根215 - 14地先から同市山根532 - 24地先まで

鳥取県告示第458号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定に基づき、次のとおり電線共同溝を整備すべき道路を指定したので、同条第4項の規定により告示する。

平成14年 8月27日

鳥取県知事 片 山 善 博

道路の種類	路 線 名	区 間
県 道	倉吉福本線	倉吉市昭和町一丁目245 - 1地先から同市湊町600地先まで

教 育 委 員 会 告 示

鳥取県教育委員会告示第16号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

平成14年 8月27日

鳥取県教育委員会委員長 八 百 谷 善 江

- 1 日時 平成14年8月29日(木) 午前10時40分
- 2 場所 鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁教育委員会教育委員室
- 3 議題
 - (1) 鳥取県社会教育委員の任免について
 - (2) その他

調 達 公 告

公募型プロポーザル方式により業務委託の受託者を選定するので、次のとおり公告する。

平成14年8月27日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 業務の概要

- (1) 業 務 名 地震防災調査研究業務
- (2) 実施場所 鳥取市東町一丁目271
鳥取県防災危機管理課ほか関係機関
- (3) 業務内容

本業務は、効率的かつ実効的な地震防災対策に資するため、調査研究を行い、危険箇所及び関係機関の防災力を把握し、並びにち密な被害想定及び対策計画並びに県民の防災意識の高揚等を図るための方法を得るものである。

なお、選定された者は、データ収集・解析、調査研究、調査の進行管理、関係機関との折衝、検討小委員会の運営に係る事務その他の調査全般の運営業務を行うものとする。

- (4) 履行期間 契約締結日から平成17年3月21日まで
- (5) 予 算 額 90,000千円を上限とする。

2 参加資格

参加表明書を提出することができる者は、次に掲げる条件のすべてを満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成14年8月27日(火)からおって通知する本件業務の企画提案書の提出の日までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (3) 平成14年8月27日(火)からおって通知する本件業務の企画提案書の提出の日までの間のいずれの日においても、会社更生法(昭和27年法律第172号)の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。
- (4) 平成14年鳥取県告示第64号(物品等の特定調達契約に係る競争入札参加者の資格審査の申請手続等について)に基づく競争入札参加者資格のうち役務のその他に係るものを有すること。
- (5) 過去10年間に、被害想定、防災影響評価等の地震防災に関する調査研究業務(以下「同種業務」という。)の実績があること。

3 参加表明書の審査

企画提案書を提出することができる者(以下「企画提案予定者」という。)は、鳥取県地震防災調査研究業務企画提案書提出者選定委員会で、参加表明書を提出した者の中から、下記の事項を審査して選定する。

- (1) 本件業務に係る組織体制
- (2) 配備予定の技術者の経歴、従事している業務、実績等
- (3) 同種業務の実績

4 企画提案書の評価

企画提案書の評価は、学識経験者、行政関係者等で構成する鳥取県地震防災調査研究業務企画提案書評価委員会（以下「評価委員会」という。）で、下記の事項について行う。

- (1) 調査研究の基本的な構想
- (2) 調査研究体制、作業に従事する技術者、指導を受けることを予定している学者等の計画
- (3) 調査作業に必要なデータの入手計画
- (4) 各調査項目ごとの調査手法、データの加工方法及び処理体制の計画
- (5) 調査結果の記述の表現方法
- (6) データの保護、管理及び更新についての基本的な方針
- (7) 作業日程
- (8) 調査研究過程及び結果の県民への公開方法
- (9) 調査項目ごとの経費の配分状況

5 企画提案書の特定

最も優れた企画提案書の特定は、下記の事項を総合的に勘案して行う。

- (1) 評価委員会による企画提案書の評価
- (2) 業務実績及び業務推進体制
- (3) 配置予定技術者
- (4) 実施計画

6 手続等

- (1) 担当部局（書類の提出先及び問合せ先）

〒680 - 8570 鳥取市東町一丁目271

鳥取県防災危機管理課（鳥取県庁第二庁舎3階）

電話0857 - 26 - 7873

- (2) 説明書等の交付

ア 交付期間

平成14年8月27日（火）から同年9月10日（火）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後4時まで

イ 交付場所

(1)に同じ。

- (3) 参加表明書の提出

ア 提出方法

本件業務に係る企画提案書の提出を希望する者は、地震防災調査研究業務に係る参加表明書・企画提案書作成要領（以下「企画提案書等作成要領」という。）に基づき、参加表明書を作成し、持参すること。

イ 提出場所

(1)に同じ。

ウ 提出期間

(2)のアに同じ。

- (4) 企画提案書の提出

ア 提出方法

企画提案予定者に選定された者は、企画提案書等作成要領及び地震防災調査研究業務に係る提案基本仕様書（以下「提案基本仕様書」という。）に基づき、企画提案書を作成し、持参すること。

イ 提出場所

(1)に同じ。

ウ 提出期限

企画提案予定者に選定された者に、別途通知する。

(5) 質問の受付

ア 提出方法

この公告による選定について質問がある場合には、企画提案書等作成要領に基づき、質問書を作成し、持参すること。

イ 提出場所

(1)に同じ。

ウ 提出期間

(2)のアに同じ。

7 契約の締結

提出された企画提案書の中で最も優れていると特定したものを提出した者と契約締結の交渉を行う。契約交渉が不調のときは、その提出した企画提案書が優れていると認められた順に、その提出者と順次契約の交渉を行う。

8 その他

(1) 契約書の要否

要

(2) 関連情報を入手するための照会窓口

6の(1)に同じ。

(3) 詳細は、企画提案書等作成要領及び提案仕様書による。

9 Summary

(1) Subject matter of the contract : Earthquake and Disaster Prevention Research Investigation

(2) Deadline for submission of letter of interest : 4 : 00 P.M. September 6 th, 2002

(3) Deadline for submission of proposal : You will be informed separately on a later date.

(4) For further inquiries please contact :

Administration Division

Disaster Prevention and Crisis Management Division

Tottori Prefectural Government

680 - 8570 Japan

TEL : 0857 - 26 - 7873

公募型指名競争入札を行うので、次のとおり公告する。

平成14年8月27日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 工事の概要

(1) 工 事 名 鳥取情報ハイウェイ整備工事 (中山～米子)

(2) 工事場所 鳥取県西部地域

(3) 工事内容

本件工事は、平成13年度からの継続事業である情報ハイウェイ整備工事のうち、西部地区内における光ケーブル幹線の敷設及び西部総合事務所構内への光ケーブルの敷設を行うものである。

(4) 工事の概要

- ア 管路内光ケーブル敷設工事（ケーブル仕様 S M200 C、S M300 C） 一式
イ 光ケーブル架渉工事（ケーブル仕様 S M300 C） 一式

(5) 工 期 平成14年9月から平成15年3月7日まで

(6) 予定価格 306,961,200円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

2 技術資料の提出ができる者

技術資料の提出ができる者は、次に掲げる事項をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
(2) 電気通信工事業について、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第6項に規定する特定建設業の許可を受けていること。
(3) 平成12年鳥取県告示第330号（建設工事の指名競争入札に参加する者に必要な資格等について）又は平成13年鳥取県告示第291号（建設工事の指名競争入札に参加する者に必要な資格等について）に基づく入札参加資格（以下「入札参加資格」という。）のうち、通信設備工事に係るものを有すること。
(4) 平成14年8月27日（火）から同年9月5日（木）までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
(5) 平成14年4月1日（月）からあって通知する本件入札の日までの間のいずれの日においても、会社更生法（昭和27年法律第172号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てが行われた者（入札参加資格再認定の手続を行っている者を除く。）でないこと。
(6) 建設業法第27条の23第2項に規定する経営事項審査（審査基準日が平成12年10月1日から平成13年9月30日までの間にあるものに限る。）の結果における電気通信工事の総合評点が1,000点以上であること。
(7) 平成5年度以降に工事が完成し、引渡しの完了している電気通信工事で、管路内に光ケーブルを10キロメートル以上敷設したものの（以下「同種工事」という。）を元請けとして施工した実績があること。ただし、共同企業体の構成員として施工した実績については、出資比率が50パーセント以上のものに限る。
(8) 本件工事の施工期間中、次に掲げる基準を満たす監理技術者を専任で配置できること。
ア 平成5年度以降に同種工事を元請けとして施工した者の監理技術者、主任技術者等（以下「技術者等」という。）として同種工事を施工管理した経験を有する者であること。ただし、共同企業体の施工した同種工事を施工管理した経験については、出資比率が20パーセント以上の構成員の技術者等として施工管理したものに限る。
イ 電気通信工事業について、建設業法第27条の18第1項に規定する監理技術資格者証の交付を受けている者であること。
(9) 入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるとして発注者が求めた場合には、本件工事の施工期間中、(8)に掲げる監理技術者に加え、(8)のイに掲げる基準を満たす監理技術者を専任で配置できること。

3 技術資料の作成及び提出

(1) 技術資料作成要領の交付

技術資料作成要領は、平成14年8月27日（火）から同年9月5日（木）までの間にインターネットのホームページ（<http://www.pref.tottori.jp/koukyoukouji.htm>）から入手するものとする。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付するものとする。

ア 交付期間及び時間

平成14年8月27日（火）から同年9月5日（木）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後4時まで

イ 交付場所

鳥取市東町一丁目220

鳥取県県土整備部管理課建設業係（鳥取県庁本庁舎5階）

鳥取市立川町六丁目176	鳥取県鳥取地方県土整備局総務課 (東部総合事務所内)
八頭郡都家町大字都家100	鳥取県八頭地方県土整備局総務課 (八頭総合事務所内)
倉吉市東巖城町 2	鳥取県倉吉地方県土整備局総務課 (中部総合事務所内)
米子市鞆町一丁目160	鳥取県米子地方県土整備局総務課 (西部総合事務所内)
日野郡日野町根雨730	鳥取県日野総合事務所県土整備局建設総務課

(2) 技術資料の提出

本件入札に参加を希望する者は、技術資料作成要領に基づき作成した技術資料を次により提出するものとする。

ア 提出期間及び時間

(1)のアに同じ。

イ 提出場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県県土整備部管理課建設業係

ウ 提出方法

持参すること。

(3) 技術資料の審査

提出された技術資料を基に、指名審査委員会に諮り審査し、競争入札参加者を指名するものとする。

4 その他

(1) 関連情報を入手するための照会窓口は、鳥取県県土整備部管理課建設業係 (電話番号0857 - 26 - 7347) とする。

(2) 技術資料の提出は、入札参加の意向を確認するものであって、技術資料の提出があっても指名されとは限らない。

(3) 技術資料その他提出された書類は、返却しない。

(4) 工事内容に関する説明会は、行わない。

(5) 提出された技術資料は、提出した者に無断で本件入札以外の用途には使用しない。

(6) 本件工事の落札者は、1の(6)の予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者とする。ただし、その者の入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると認められるときは、当該予定価格の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち最低の価格をもって入札をした者を落札者とすることがある。